

第47回

定時株主総会 招集ご通知

平成27年1月1日～平成27年12月31日

日 時 平成28年3月29日（火曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時を予定しております。）

場 所 東京都港区六本木一丁目6番1号
泉ガーデンタワー7階 泉ガーデンコンファレンスセンター
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

議決権行使期限

平成28年3月28日（月曜日）午後5時40分まで

Contents

■ 第47回定時株主総会招集ご通知	1
-------------------	---

（添付書類）

■ 事業報告	2
■ 計算書類	19
■ 監査報告書	34

■ 株主総会参考書類	36
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	

株式会社 東京ソノワール

証券コード：8040

(証券コード 8040)
平成28年 3 月 7 日

株 主 各 位

東京都港区南青山一丁目 1 番 1 号
株式会社 東 京 ソ ワ ー ル
代表取締役社長 村 越 眞 二

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年 3 月28日（月曜日）午後 5 時40分までに到達するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年 3 月29日（火曜日）午前10時
(受付開始時刻は午前 9 時を予定しております。)
2. 場 所 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
泉ガーデンタワー 7 階 泉ガーデンコンファレンスセンター
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 第47期（平成27年 1 月 1 日から平成27年12月31日まで）事業報告及び計算書類
報告の件
決 議 事 項
第 1 号議案 剰余金の処分の件
第 2 号議案 定款一部変更の件
第 3 号議案 監査役 1 名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.soir.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添 付 書 類)

事 業 報 告

(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における日本経済は、企業収益や雇用環境が改善するなど景気は緩やかな回復基調が続いたものの、円安による輸入原材料価格の上昇や中国をはじめとする新興国経済の減速懸念による景気の下振れリスクにより、経済環境は不透明な状況で推移いたしました。

当アパレル業界におきましては、インバウンド需要を含め一部の高額品需要は好調に推移しているものの、物価上昇や実質所得の伸び悩みから消費税増税後の個人消費の回復には至らず、依然として消費者の節約志向が継続している事に加え、天候不順や円安に伴う仕入価格の高止まりもあり、厳しい経営環境が続いております。

このような経営環境の中、当社は主な取引先である百貨店販路及び量販店販路における収益性改善のため、低効率店舗の見直しと収益性の低いブランドの再編や製品の型数見直しによる在庫の削減を行いました。あわせて、当社が運営するフォーマルコンセプトショップ「フォルムフォルマ」では、認知度アップによる売上増や収益率改善を図る取り組みを優先し、新規出店については慎重に対応してまいりました。また、オンラインショップ「フォーマルメッセージ・ドットコム」では、売上拡大に向けた施策としてサイトの集客力とお客様の利便性の向上を目的としたリニューアルを実施し、運営体制も整備してまいりました。さらに、アウトレットモールでは常設店舗の売上拡大と期間限定出店を進めることで、既存販路に対する商品鮮度の維持・向上への取り組みも継続して強化してまいりました。

生産面では、高品質な国内生産に引き続き重きを置き、「メイド・イン・ジャパン・クオリティ」にこだわったプレミアムフォーマルの企画を提案するとともに、ミッシーからミセスに向けては、ベターゾーンの拡充を図るため「リバティ アートファブリックス」との協業による商品展開をしてまいりました。一方で、縫製工賃の高騰や安定的な生産への不安がある中国への依存を抑えてベトナム生産の構成比を高めるなど、リスクを回避した生産体制をとってまいりました。

しかしながら、当社の主力取引先である百貨店販路及び量販店販路におけるブラックフ

オーマルの店頭販売額が減少傾向にあることや、一部取引先からの取引条件切り換え要請による売上計上時期を、当社出荷時点から小売販売時点へ変更したことに伴う一時的な売上高の減少が、第4四半期に集中したことに加え、政策的には、収益性の低いブランドの再編や低効率店舗の店頭在庫削減による返品が増加したことの影響により、商品別の売上高は、ブラックフォーマルが104億69百万円（前期比9.0%減）、カラーフォーマルが34億6百万円（同0.6%増）、アクセサリ類が32億31百万円（同2.1%減）となり、当期の売上高は前期比10億82百万円減の171億7百万円（同6.0%減）となりました。

利益面では、あらゆる経費の削減に努め、販売促進費の費用対効果による見極めや在庫削減による物流コストの抑制、ブランド再編による支払ロイヤリティの削減などを行い、販売費及び一般管理費は、前期比2億51百万円減となりましたものの、製造コストの上昇やブランドの再編に伴う棚卸資産の評価替えが増加したこともあり、売上総利益率は前期比2.0ポイントダウンの45.8%となりました。

この結果、当期の業績は、営業損失4億70百万円（前期は営業利益1億34百万円）、経常損失3億41百万円（前期は経常利益2億92百万円）となりました。また、特別利益として投資有価証券売却益53百万円の計上や、特別損失として減損損失18百万円（直営店の建物、工具器具備品等12百万円、電話加入権5百万円）を計上したことから、当期純損失2億86百万円（前期は当期純利益1億34百万円）となりました。

商品別売上高

区 分	前 期		当 期		前 期 比	
		構成比		構成比	増減額	増減比率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
ブラックフォーマル	11,504	63.3	10,469	61.2	△1,034	△9.0
カラーフォーマル	3,386	18.6	3,406	19.9	20	0.6
アクセサリー類	3,299	18.1	3,231	18.9	△67	△2.1
合 計	18,190	100.0	17,107	100.0	△1,082	△6.0

(注)フォーマルコンセプトショップ「フォルムフォルマ」における取扱品目の区分を平成27年より見直したことで、前期実績(平成26年)において、売上高189百万円がブラックフォーマルよりカラーフォーマルにシフトしております。

(2) 設備投資等の状況

当期中における重要な設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

当期中におきましては、社債または新株式の発行による資金調達は行っておりません。

なお、平成27年1月から4月にかけて、取引銀行4行との間で貸出コミットメント契約を結び、24億円の資金調達枠を確保しております。

(4) 対処すべき課題

当社が安定的な利益確保を実現していくためには、売上構成比の高い既存販路の活性化が最も重要な課題であります。お客様のライフスタイル・価値観は変化し続けており、常にその変化に対応した企画商品の提案・投入を適時に行うことが必要であり、店舗と営業及び企画部門、並びに店舗間での情報共有による連携を更に推進いたします。

また、継続してブランドの収益性、展開型数の妥当性の検証を進め、収益性の低いブランドや型数の見直しを行うことで、在庫の適正化と販売機会損失防止の両立を図り商品消化率を高めるとともに、店舗の効率性検証を定期的に行い、効率の低い店舗については、より合理的な取引条件、販売体制を確立するよう商談を進め、改善が見込めない場合は撤退も含め対処してまいります。

収益性の高いブランド及び売場に対しては、経営資源を投入することで全社の収益力改善に努めます。加えて、商品鮮度の維持・向上など既存販路の売場活性化を目的とするアウトレット店舗については、引き続き常設店の追加出店を目指してまいります。

次いで、当社が持続的な成長を実現するために、フォーマルコンセプトショップ「フォルムフォルマ」の店舗収益の向上が重要であり、従来のフォーマルの枠を超えた商品提案を継続して行うとともに、販売力の強化に取り組むことで、店舗当りの売上拡大を図ります。また、ネット販売への取り組みを強化するために、フォーマル専門の強みを活かした企画・提案に加え、オンラインショップ「フォーマルメッセージ・ドットコム」の運営体制強化及び展開ブランドの拡大、並びに自社以外のサイトへの出店を目指してまいります。さらに、他社との連携・協業も視野にいたした多様な可能性を探求いたします。

生産供給体制については、生地産地・協力工場・素材メーカーとの連携を強化し、製造コストとリードタイムのバランスを考慮した、最適な生産体制の構築に引き続き取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第44期 (平成24年12月期)	第45期 (平成25年12月期)	第46期 (平成26年12月期)	第47期 (当事業年度) (平成27年12月期)
売上高(百万円)	17,673	18,061	18,190	17,107
経常利益(百万円)	695	497	292	△341
当期純利益(百万円)	413	287	134	△286
1株当たり当期純利益(円)	22.47	15.62	7.33	△15.60
総資産(百万円)	16,748	17,275	17,225	16,795
純資産(百万円)	11,325	11,838	11,806	11,340
1株当たり純資産額(円)	615.98	644.19	642.83	617.81

(注) 1. △は損失を示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数から、期中平均の自己株式数を控除した株式数により算出しております。

3. 1株当たり純資産額は、期末現在の発行済株式総数から、期末現在の自己株式数944,780株を控除した株式数により算出しております。

4. 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が、基準日現在に保有する自社の株式295,000株を含めて計算しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

当社には、親会社及び子会社はありません。

(7) 主要な事業内容(平成27年12月31日現在)

婦人用フォーマルウェアの製造・販売並びにアクセサリー類の販売。

(8) 主要な事業所（平成27年12月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	東京都港区
関 西 支 店	大阪市中央区
九 州 営 業 所	福岡市博多区
中 部 営 業 所	名古屋市東区
川 崎 商 品 セ ン タ ー	川崎市川崎区

- (注) 1. 平成27年7月25日付で、中部営業所(名古屋市東区)は中区より移転いたしました。
2. 平成27年11月6日付で、札幌営業所(札幌市中央区)を閉鎖いたしました。

(9) 使用人の状況（平成27年12月31日現在）

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
294名	5名減	43.0歳	16.7年

(注) 上記使用人のほかに、期中平均1,787名の販売員及び臨時使用人を雇用しております。

(10) 主要な借入先（平成27年12月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 19,300,000株（自己株式944,780株を含む）
 (3) 株主数 2,511名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
草 野 絹 子	1,267 千株	6.90 %
草 野 圭 司	1,206	6.57
株 式 会 社 ワ ー ル ド	1,097	5.98
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	905	4.93
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	905	4.93
田 村 駒 株 式 会 社	901	4.91
株 式 会 社 み な と 銀 行	857	4.67
東 京 ソ ワ ー ル 取 引 先 持 株 会	846	4.61
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	442	2.41
株 式 会 社 大 丸 松 坂 屋 百 貨 店	416	2.27

- (注) 1. 当社は、自己株式を944,780株保有していますが、上記大株主からは除いております。
 2. 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が、基準日現在に保有する当社の株式295,000株を自己株式に含めて計算しております。
 3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	萩 原 富 雄	
代 表 取 締 役 社 長	村 越 眞 二	
代 表 取 締 役 副 社 長	草 野 圭 司	
取 締 役 専 務 執 行 役 員	竹 内 信 彦	経営企画担当 兼 事業統括担当
取 締 役 執 行 役 員	宮 本 幸 三	管理本部長
取 締 役 執 行 役 員	坂 本 勝 郎	社長室長
取 締 役 執 行 役 員	青 山 秀 夫	百貨店本部長
社 外 取 締 役	澁 谷 高 允	
常 勤 監 査 役	磯 貝 章 弘	
社 外 監 査 役	井 原 秀 和	
社 外 監 査 役	石 川 啓 一	

- (注) 1. 取締役澁谷高允氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役井原秀和氏及び石川啓一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役澁谷高允氏、監査役井原秀和氏及び石川啓一氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 平成27年3月27日開催の第46回定時株主総会において、澁谷高允氏が新たに取締役に選任され就任いたしました。
5. 各監査役が有する財務及び会計に関する知見は次のとおりです。
- ・監査役井原秀和氏は、株式会社みずほ銀行における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - ・監査役石川啓一氏は、株式会社三菱東京UFJ銀行における長年の経験があり、経営全般にわたる相当程度の知見を有するものであります。

6. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役は、次のとおりであります。

氏 名	退 任 時 の 地 位	退 任 理 由	退 任 年 月 日
谷 古 宇 英 一	取 締 役 執 行 役 員	任期満了	平成 27 年 3 月 27 日
石 渡 貴 敏	取 締 役 執 行 役 員	任期満了	平成 27 年 3 月 27 日
青 木 克 介	監 査 役	任期満了	平成 27 年 3 月 27 日

7. 当社は、平成25年 3 月27日に執行役員制度を導入しております。
なお、取締役兼務者以外の執行役員は以下のとおりであります。

氏 名	役 位	担 当
西 川 亨	執 行 役 員	百貨店本部 副本部長 兼 西日本営業部長 兼 関西支店長
大 島 和 俊	執 行 役 員	経営企画本部長 兼 経営企画部長
関 稔	執 行 役 員	新規開拓担当 兼 イメージ戦略担当
* 中 村 雅 彦	執 行 役 員	チェーンストア本部長
* 宮 本 英 治	執 行 役 員	事業開発部長
* 小 泉 純 一	執 行 役 員	企画生産本部長
* 吉 村 暢 晃	執 行 役 員	事業統括副担当 兼 チェーンストア本部副本部長 兼 事業支援室長

(注) 1. 執行役員西川亨氏は、平成27年12月31日をもって、退任いたしました。

2. *印の執行役員は、平成27年 3 月27日開催の取締役会において、新たに執行役員に任命されております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該契約に基づく損害賠償責任限度額を、法令が規定する限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役	10名	132,722千円
(う ち 社 外 取 締 役)	(1名)	(3,600千円)
監 査 役	4名	22,830千円
(う ち 社 外 監 査 役)	(2名)	(7,050千円)
合 計	14名	155,552千円

- (注) 1. 取締役の報酬等は、基本報酬、業績給並びに役員退職慰労金より構成しております。監査役の報酬等は、基本報酬及び役員退職慰労金により構成しております。なお、非常勤役員については、役員退職慰労金の支給対象とはしておりません。基本報酬は、役位別の基本報酬額を定めております。業績給は、前期の営業利益・経常利益・1株当たり当期純利益並びに従業員賞与の支給月数を勘案して定めております。なお、平成19年3月29日開催の第38回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額300百万円以内（ただし使用人分の給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は年額36百万円以内とそれぞれ決議いただいております。
2. 上記の報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額20,252千円（取締役7名18,932千円、監査役1名1,320千円）を含んでおります。
3. 上記のほか、下記金額を支給しております。
- ①使用人兼務取締役5名に対する使用人分給与 29,400千円
- ②平成27年3月27日開催の第46回定時株主総会の決議に基づく役員退職慰労金33,115千円（うち退任取締役2名29,215千円、退任監査役1名3,900千円）

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該法人等との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	澁 谷 高 允	社外取締役就任後に開催された取締役会11回全てに出席し、業界における豊富な経験や経営者としての経験から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監 査 役	井 原 秀 和	当期開催の取締役会15回、監査役会14回それぞれ全てに出席し、財務・会計を中心に取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においても監査に係る重要な協議にあたり、適宜、必要な発言を行っております。
監 査 役	石 川 啓 一	当期開催の取締役会15回、監査役会14回それぞれ全てに出席し、経営全般にわたり取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においても監査に係る重要な協議にあたり、適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000千円
② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会は会計監査人を解任いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社定款において責任限定契約の規定は設けておりますが、会計監査人と責任限定契約は締結しておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役員及び従業員が職務を遂行するにあたり、法令、定款、社内規程及び企業倫理を遵守した行動をとるための「企業行動憲章」を定め、役員はこれを率先垂範の上、社内に周知徹底する。
- ② 役員及び従業員にコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスの知識を高め、これを尊重する意識を醸成する。
- ③ コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、通報者の保護を織り込んだ内部通報制度の運用の徹底を図る。
- ④ コンプライアンスの観点から経営上の問題がないか、代表取締役・監査役意見交換会を年3回実施し、コンプライアンス経営を強化する。
- ⑤ 役員及び従業員は、反社会的勢力との関係は法令等違反に繋がるものと認識し、反社会的勢力に対する対応を統括する部署を総務部と定めるとともに、警察等関連機関とも連携し、断固たる態度で反社会的勢力との関係を拒絶・排除する。
- ⑥ 金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針を定め、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制を構築する。また、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令、文書管理規程及び情報管理規程に基づき保存管理し、必要に応じて運用状況の検証を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 代表取締役を委員長とする「リスク管理委員会」は、リスク管理規程、関連する個別規程、マニュアル等の整備を各部署に求めてリスク管理体制の構築を図り、定期的に運用状況を確認・評価する。
- ② 各部署は、それぞれの部署に関するリスクの管理を行い、定期的にリスク管理の状況を取締役会等に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の意思決定並びに取締役会の業務執行状況の監督等を行う。この他、効率的な意思決定を図り、重要事項に係る議論を深めるため毎月2回の経営会議を開催する。
- ② 業務の運営については、毎年度の基本的な経営方針・計画を定め、達成すべき目標を明確化するとともに、各業務執行ラインは目標達成のために活動するものとする。また、目標の進捗状況は業務報告において定期的に確認する。
- ③ 取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、全て取締役会に付議することを遵守する。その際、事前に議題に関する十分な資料が全役員に配付される体制をとる。
- ④ 日常の職務執行に際しては、決裁権限規程、業務分掌規程に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り、効率的に業務を遂行する体制をとる。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 社長直轄の内部監査室が、当社の業務遂行状況について監査を実施する。また、必要に応じて会計監査人及び監査役会と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。
- ② 「関係会社管理規程」に基づき適切な経営管理を行うこととしているが、現在はグループを成す企業は存在しない。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役からの要請があった場合には、監査役と協議のうえ、対象者、人数、期間等、合理的な範囲で、その職務を補助する者（以下「監査役スタッフ」という。）を配置する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

監査役スタッフの人事異動及び人事評価については、監査役会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。また、監査役スタッフは、監査役から直接指示を受けて業務を行う。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ① 監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、報告を受ける体制をとっている。
- ② 取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- ③ 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、当社に重大な影響を及ぼす事項など、コンプライアンスやリスクマネジメントなどに係る事項について、速やかに報告する。

(9) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止している。
- ② 当社の内部通報制度において、当社監査役に対して直接通報することができること、当該通報をしたこと自体による不利益な取扱いを禁止していることなど、その旨を当社使用人に通知徹底する。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務を執行するうえで必要な費用については、監査役と協議のうえ毎年度予算措置を行う。また、その他に監査役の業務の執行に必要なでないと証明した場合を除き、速やかに当該費用及び債務を処理する。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役は、監査役と定期的に意見交換会を開催する。
- ② 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い内部監査結果の報告を受ける。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し、当事業年度において適切な運用を行っております。主な運用状況については、以下のとおりです。

(1) 取締役の職務執行

当事業年度において取締役会を15回開催しました。重要事項の意思決定並びに取締役会の業務執行状況の監督等を行っております。この他、効率的な意思決定を図り、重要事項に係る議論を深めるため毎月2回の経営会議を開催しました。

(2) 監査役の職務執行

当事業年度において監査役会を14回開催しました。監査役は監査方針、監査計画に基づき、業務執行の監査を行っております。

また、内部監査室及び監査法人与必要な連携をとり、会計監査の有効性、効率性を高めております。特に常勤監査役は社内の重要会議に積極的に参加するなどして、業務執行が適切に行われていることを確認するとともに、監査役会において、情報を共有しております。

(3) 内部監査の実施

社長直轄の内部監査室が、当社の業務遂行状態について内部監査計画に基づいて監査を実施いたしました。また、必要に応じて会計監査人及び監査役会と情報交換を行っております。

また、内部監査室は監査役及び管理本部と必要な調整を行い、効率的な内部監査の実施に努めるとともに、内部監査の状況を月1回、代表取締役及び常勤監査役に報告しております。

(4) 財務報告に係る内部統制

内部統制に関する基本計画に基づき内部統制評価を実施しております。

(5) コンプライアンスに対する取組み

役員及び従業員が職務を遂行するにあたり、法令、定款、社内規程及び企業倫理を遵守した行動をとるための「企業行動憲章」を定め、毎年、社内に周知徹底しております。

また、コンプライアンスの観点から経営上の問題がないか、代表取締役・監査役意見交換会を年3回実施するとともに、従業員に対するコンプライアンス教育の研修を実施するなど、コンプライアンス経営を強化しております。

(6) リスクマネジメント

代表取締役を委員長とする「リスク管理委員会」は、リスク管理規程、関連する個別規程、マニュアル等の整備を各部署に求めてリスク管理体制の構築を図り、定期的に運用状況を確認・評価しております。

また、当社は、他社で起きた事件等についても、当社で起きた場合を想定するなど、随時リスクの見直しや対応を協議するとともに、重要なリスクになる可能性を秘めたこと全てを「リスク管理委員会」事務局に報告することを義務付けております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,862,911	流 動 負 債	4,112,668
現 金 及 び 預 金	781,231	支 払 手 形	86,174
受 取 手 形 権	10,507	電 子 記 録 債 務 金	2,056,262
電 子 記 録 債 権	383,781	買 掛 金	811,107
売 掛 金	2,891,876	リ ー ス 債 務 金	91,052
商 製 品	492,164	未 払 金	340,399
仕 掛 品	3,704,275	未 払 費 用	313,376
原 材 料	183,642	未 払 事 業 所 税	11,841
前 払 費 用	7,195	預 り 金	47,422
繰 延 税 金 資 産	299,551	前 受 収 金	7,166
短 期 貸 付 金	51,938	返 品 調 整 引 当 金	342,000
そ の 他 の 流 動 資 産	4,357	資 産 除 去 債 務	4,824
	52,389	そ の 他 の 流 動 負 債	1,039
固 定 資 産	7,932,647	固 定 負 債	1,342,857
有 形 固 定 資 産	3,295,220	リ ー ス 債 務	235,847
建 物	844,584	退 職 給 付 引 当 金	784,246
構 築 物	3,027	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	192,840
機 械 装 置	3,893	資 産 除 去 債 務	74,876
工 具 器 具 備 品	239,382	そ の 他 の 固 定 負 債	55,047
土 地	1,987,814	負 債 合 計	5,455,525
リ ー ス 資 産	216,391	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	126	株 主 資 本	10,599,167
無 形 固 定 資 産	108,244	資 本 金	4,049,077
電 話 加 入 権	10,774	資 本 剰 余 金	3,732,777
ソ フ ト ウ ェ ア	8,664	資 本 準 備 金	3,732,777
リ ー ス 資 産	88,283	利 益 剰 余 金	3,163,578
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	521	利 益 準 備 金	430,172
投 資 そ の 他 の 資 産	4,529,182	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,733,405
投 資 有 価 証 券	2,469,623	別 途 積 立 金	2,263,600
長 期 貸 付 金	10,801	繰 越 利 益 剰 余 金	469,805
敷 金 及 び 保 証 金	365,649	自 己 株 式	△346,266
長 期 前 払 費 用	96	評 価 ・ 換 算 差 額 等	740,866
長 期 繰 延 税 金 資 産	121,644	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	740,866
貸 貸 不 動 産	1,560,390		
そ の 他 の 投 資 金	2,539		
貸 倒 引 当 金	△1,564	純 資 産 合 計	11,340,033
資 産 合 計	16,795,559	負 債 ・ 純 資 産 合 計	16,795,559

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年 1 月 1 日から平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		17,107,988
売上原価		9,327,588
返品調整引当金戻入額		△399,000
返品調整引当金繰入額		342,000
売上総利益		7,837,400
販売費及び一般管理費		8,307,503
営業損失(△)		△470,103
営業外収益		
受取利息及び配当金	43,523	
賃貸料収入	83,818	
受取ロイヤリティ	30,895	
その他の営業外収益	21,417	179,654
営業外費用		
支払利息	264	
支払手数料	9,591	
賃貸費用	36,310	
その他の営業外費用	4,792	50,958
経常損失(△)		△341,407
特別利益		
投資有価証券売却益	53,631	53,631
特別損失		
減損損失	18,496	18,496
税引前当期純損失(△)		△306,272
法人税、住民税及び事業税	32,316	
法人税等調整額	△52,131	△19,815
当期純損失(△)		△286,457

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
				別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	4, 049, 077	3, 732, 777	430, 172	2, 263, 600	1, 135, 616	3, 829, 388
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額					△248, 748	△248, 748
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	4, 049, 077	3, 732, 777	430, 172	2, 263, 600	886, 868	3, 580, 640
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△130, 604	△130, 604
当 期 純 損 失 (△)					△286, 457	△286, 457
自 己 株 式 の 取 得						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△417, 062	△417, 062
当 期 末 残 高	4, 049, 077	3, 732, 777	430, 172	2, 263, 600	469, 805	3, 163, 578

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	△343, 421	11, 267, 822	538, 663	11, 806, 486
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額		△248, 748		△248, 748
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	△343, 421	11, 019, 074	538, 663	11, 557, 737
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△130, 604		△130, 604
当 期 純 損 失 (△)		△286, 457		△286, 457
自 己 株 式 の 取 得	△2, 844	△2, 844		△2, 844
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			202, 202	202, 202
当 期 変 動 額 合 計	△2, 844	△419, 906	202, 202	△217, 704
当 期 末 残 高	△346, 266	10, 599, 167	740, 866	11, 340, 033

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び原材料 先入先出法による原価法

製品 総平均法による原価法

仕掛品 ロット別の個別原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（附属設備を除く）については定額法

建物以外については定率法

なお、建物の主な耐用年数は22～44年であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

③ 賃貸不動産

建物（附属設備を除く）については定額法

建物以外については定率法

なお、建物の主な耐用年数は44年であります。

④ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 返品調整引当金

将来予想される売上返品による損失に備えるため、将来の返品発生見込額に基づく損失相当額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の将来の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末現在の要支給額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理の方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用しております。これに伴い、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が386,255千円増加し、繰越利益剰余金が248,748千円減少しております。また、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

(2) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を当事業年度より適用しております。

なお、当該実務上の取扱い第20項に定める経過措置に従って、適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理については、従来採用していた方法を継続しております。そのため、当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 追加情報

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J－E S O P）」（以下「本制度」という。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が一定の要件を満たした場合に当該従業員に対し自社の株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に勤続や成果に応じてポイントを付与し、一定の要件を満たした場合に獲得したポイントに相当する自社の株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号平成27年3月26日）を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

① 信託における帳簿価額は59,295千円であります。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

② 期末株式数は295,000株であり、期中平均株式数は295,000株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

4. 貸借対照表に関する注記

減価償却累計額

有形固定資産 2,666,763千円

賃貸不動産 466,423千円

5. 損益計算書に関する注記

減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
直営店舗3店舗（大阪府大阪市他）	直営事業用資産	建物、工具器具備品等	12,672千円
本社他（東京都港区他）	遊休資産	電話加入権	5,823千円

当社は、直営事業用資産については直営店舗ごとにグルーピングを行い、遊休資産については個別資産ごとに行っております。なお、直営事業用資産については、継続して当初の事業計画より収益性が著しく低下する可能性が高まったため、当事業年度より直営店舗ごとをグルーピングの単位として、減損損失の判定を行うよう見直しております。

直営店舗から得られる将来キャッシュ・フローが当該資産の帳簿価額を下回る3店舗については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。その内訳は、工具器具備品11,329千円、建物1,342千円であります。

所有している電話回線のうち将来使用見込みのない電話加入権については、回収可能価額まで帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は、直営店舗については使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。電話加入権については正味売却価額により測定しておりますが、売却可能性が見込めないため回収可能価額を零として評価しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末日における発行済株式の総数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	19,300,000	—	—	19,300,000

(2) 当事業年度末日における自己株式の数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	933,453	11,327	—	944,780

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取り 11,327株

(注) 「自己株式の数」には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する自社の株式295,000株を含めております。

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成27年3月27日 定時株主総会	普通株式	74,646千円	4円	平成26年12月31日	平成27年3月30日
平成27年8月7日 取締役会	普通株式	55,958千円	3円	平成27年6月30日	平成27年9月3日

(注) 1. 平成27年3月27日定時株主総会決議による「配当金の総額」には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が基準日現在に保有する自社の株式295,000株に対する配当金1,180千円が含まれております。

2. 平成27年8月7日取締役会決議による「配当金の総額」には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が基準日現在に保有する自社の株式295,000株に対する配当金885千円が含まれております。

(4) 事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成28年3月29日開催の定時株主総会に、次のとおり付議いたします。

普通株式の配当に関する事項

- | | |
|------------|-------------|
| ① 配当金の総額 | 55,950千円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1株当たり配当額 | 3円 |
| ④ 基準日 | 平成27年12月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 平成28年3月30日 |

(注) 「配当金の総額」には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が、基準日現在に保有する自社の株式295,000株に対する配当金885千円が含まれております。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動項目)

返品調整引当金	19,480千円
未払事業税	3,465千円
繰越欠損金	17,337千円
その他	11,655千円
繰延税金資産計	51,938千円

(固定項目)

退職給付引当金	253,834千円
役員退職慰労引当金	62,287千円
税務上の繰延資産	42,892千円
投資有価証券評価損	30,245千円
資産除去債務	24,744千円
繰越欠損金	110,398千円
その他	19,349千円
長期繰延税金資産小計	543,752千円
評価性引当額	△101,639千円
長期繰延税金資産合計	442,112千円
その他有価証券評価差額金	△311,360千円
その他	△9,106千円
長期繰延税金負債計	△320,467千円
長期繰延税金資産純額	121,644千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率の負担率との差異原因の項目別内訳

法定実効税率	35.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	△1.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.5%
評価性引当額	△3.6%
住民税均等割等	△9.7%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	△15.6%
その他	△0.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.5%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年1月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収又は支払が見込

まれる期間が平成28年1月1日から平成28年12月31日までのものは33.1%、平成29年1月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が15,999千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が47,675千円減少し、その他有価証券評価差額金額が31,676千円増加しております。

8. 退職給付会計に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として規約型確定給付企業年金制度及び複数事業主制度による総合設立型の厚生年金基金に加入しております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,968,675千円
会計方針の変更による累積的影響額	386,255千円
会計方針の変更を反映した期首残高	2,354,930千円
勤務費用	97,827千円
利息費用	11,539千円
数理計算上の差異の発生額	863千円
退職給付の支払額	△113,333千円
退職給付債務の期末残高	2,351,826千円

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	1,509,406千円
期待運用収益	15,094千円
数理計算上の差異の発生額	4,333千円
事業主からの拠出額	162,948千円
退職給付の支払額	△113,333千円
年金資産の期末残高	1,578,448千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	2,351,826千円
年金資産	△1,578,448千円
未積立退職給付債務	773,378千円
未認識数理計算上の差異	10,867千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	784,246千円
退職給付引当金	784,246千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	784,246千円

④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	97,827千円
利息費用	11,539千円
期待運用収益	△15,094千円
数理計算上の差異の費用処理額	18,865千円
過去勤務費用の費用処理額	△19,083千円
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>94,054千円</u>

⑤ 年金資産に関する事項

イ. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

国内債券	28%
外国債券	15%
国内株式	8%
外国株式	6%
一般勘定	41%
短期資金	1%
その他	1%
合計	<u>100%</u>

ロ. 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.49%
長期期待運用収益率	1.00%

(3) 複数事業主制度に係る企業年金制度

複数事業主制度に係る企業年金制度として、東京アパレル厚生年金基金に加入しておりますが、自社の拠出に対応する年金資産が合理的に計算できないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。同基金への要拠出額は181,117千円であります。

なお、当社が加入する「東京アパレル厚生年金基金」（総合型）は、平成26年4月24日開催の代議員会において特例解散の方針を決議しております。また、平成27年9月16日開催の代議員会においては、平成26年度の事業概況及び財政検証結果を受け解散認可想定時の収支を確認したところ、代行割れを回避できる見込みとなったことから、解散の種類を「特例解散」から「通常解散」に変更することを決議しております。このたび、事業主、加入員、労働組合の同意要件を満たし、国の記録と基金記録の整備の状態が認可申請可能な水準に達したことから、平成28年1月26日開催の代議員会において、同基金の解散を決議いたしました。

① 制度全体の積立状況に関する事項（平成27年3月31日現在）

年金資産の額	44,818,854千円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	<u>54,343,100千円</u>
差引額	<u>△9,524,245千円</u>

- ② 制度全体に占める当社の給与総額割合（平成27年3月31日現在）

24.08%

- ③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の未償却過去勤務債務残高6,895,922千円、及び繰越不足金2,628,323千円であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は、20年の元利金等方式により償却をしております。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取組方針

当社の資金調達については、事業計画に基づき必要な運転資金を主として自己資金で賄っており、必要に応じて銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引については、現在利用しておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

- ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に当社が入居している事務所及び社宅の不動産賃貸契約にかかるものであり、差入れ先の信用リスクに晒されております。

営業債務である電子記録債務、買掛金及び未払金は、ほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主要な取引先に関しては定期的に売上債権残高と滞留月数をモニタリングすることによりリスクの低減を図っております。

敷金及び保証金については、賃貸借契約に際し差入れ先の信用状況を把握するとともに、適宜差入れ先の信用状況の把握に努めております。

ロ. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社では、管理本部において定期的に資金繰り計画を作成・更新するとともに、一定の手許流動性を維持することにより流動性リスクを管理しています。

- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては変動要因を織込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（(注2)参照）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	781,231	781,231	—
② 電子記録債権	383,781	383,781	—
③ 売掛金	2,891,876	2,891,876	—
④ 投資有価証券			
その他有価証券	2,136,583	2,136,583	—
⑤ 敷金及び保証金	361,149	358,456	△2,692
資産計	6,554,623	6,551,930	△2,692
① 電子記録債務	2,056,262	2,056,262	—
② 買掛金	811,107	811,107	—
③ 未払金	340,399	340,399	—
負債計	3,207,769	3,207,769	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

① 現金及び預金、② 電子記録債権、並びに③ 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。

⑤ 敷金及び保証金

これらは将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

① 電子記録債務、② 買掛金、並びに③ 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
投資有価証券	
その他有価証券（非上場株式）※1	333,040
敷金及び保証金※2	4,500

※1 非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから「④ 投資有価証券」には含めておりません。

※2 敷金及び保証金のうち上記の金額については、償還予定を合理的に見積もることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから「⑤ 敷金及び保証金」には含めておりません。

10. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都において、賃貸に供しているオフィスビル（土地を含む）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時 価
1,560,390	1,339,000

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価額に基づく金額であります。

11. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 または氏名	議 決 権 等 の 所有(被所有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員の近親者	草野絹子	被所有 直接 6.9	当社顧問	顧問報酬の支払	16,080	—	—

(注) 1. 取引金額には、消費税は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

経営全般のサポート及びアドバイスでの当社への関与度合いに基づいて顧問報酬を定めております。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 617円81銭

(2) 1株当たり当期純損失(△) △15円60銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純損失(△) △286,457千円

普通株主に帰属しない金額 一千円

普通株式に係る当期純損失(△) △286,457千円

普通株式の期中平均株式数 18,359,525株

2. 株主資本において自己株式として計上されている資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する自社の株式は、1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純損失の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は295,000株、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は295,000株であります。

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年 2 月 5 日

株式会社東京ソワール

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿 部 功 ⑩指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡 邊 康一郎 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京ソワールの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 28 年 2 月 9 日

株式会社 東京ソワール 監査役会

常勤監査役 磯 貝 章 弘 ㊞

社外監査役 井 原 秀 和 ㊞

社外監査役 石 川 啓 一 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営政策のひとつと位置付けており、経営成績、財務状況及び今後の事業展開を総合的に勘案した上で、継続的に安定配当を実施することが株主の皆様の長期的な利益に合致するものと考えております。このような方針に基づき、当期の期末配当は、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円、総額55,950,660円

これにより、中間配当金3円を含めました当期の年間配当金は、1株につき金6円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年3月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 周知性の向上及び公告手続きの合理化を図るため、現行定款第5条（公告方法）に規定する当社の公告方法を電子公告に変更するとともに、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第30条第2項及び第39条第2項の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第30条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(公告方法) 第5条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 (取締役の責任免除) 第30条 (条文省略) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 (監査役の責任免除) 第39条 (条文省略) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(公告方法) 第5条 当会社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。 (取締役の責任免除) 第30条 (条文省略) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 (監査役の責任免除) 第39条 (条文省略) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役井原秀和氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
社外 い はら ひで かず 井 原 秀 和 (昭和27年1月9日)	昭和50年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成11年10月 同行東武練馬支店長 平成14年1月 同行総合事務部参事役 平成14年4月 株式会社みずほ銀行事務統括部中目黒集中センター所長 平成16年8月 みずほビジネスサービス株式会社執行役員集中第一事業本部副本部長 平成20年3月 同社執行役員集中第二事業本部副本部長 平成24年1月 同社退社 平成24年3月 当社監査役(現)	8,000株
【社外監査役候補者とした理由】 井原秀和氏は、これまで金融機関及び他社におけるビジネス経験で培ってきた豊富な実務経験と財務・会計に関する知識を当社の監査業務に活かしていただくことができ、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をいただけることから、引き続き社外監査役の選任をお願いするものであります。 【独立性に関する事項】 同氏は東京証券取引所の規則に定める独立役員の要件を満たしております。 同氏は、当社の主要な取引先である株式会社みずほ銀行に勤務していましたが、当社と同行との取引関係において、一時的な借入金が発生する場合はあるものの、当社総資産に占める割合は軽微であることから、意思決定に対して影響を与え得る取引関係はないと判断しております。また、同氏は、同行を平成16年に退職しており、その後相当期間が経過していることから、一般株主と利益相反のおそれはないと判断しております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、井原秀和氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。本総会において、同氏の選任をご承認いただいた場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 井原秀和氏が当社の社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年になります。
4. 当社は井原秀和氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本総会において、同氏の選任をご承認いただいた場合は、引き続き同契約を継続する予定であります。
- なお、当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額としております。

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dotted lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dotted lines.

株主総会会場ご案内図

- ・ 場所 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
泉ガーデンタワー 7 階
泉ガーデンコンファレンスセンター
TEL. 03-3589-9238
- ・ 交通 東京メトロ 南北線「六本木一丁目」駅直結

